

議案第 4 5 号

羽曳野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

羽曳野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように
制定する。

令和 7 年 6 月 5 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

仕事と育児の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の実現に向け、妊娠・出産をした職員等や３歳未満の子を養育する職員に対して制度の周知を図るなど、任命権者が行うべき手続を定めるため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年羽曳野市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「第19条」を「第20条」に改める。

第21条を第22条とし、第20条を第21条とし、第19条を第20条とし、第18条の次に次の1条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第19条 任命権者は、羽曳野市職員の育児休業等に関する条例(平成4年羽曳野市条例第9号)第18条の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 羽曳野市職員の育児休業等に関する条例第18条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置
- (2) 育児期両立支援制度等の請求に係る対象職員の意向を確認するための措置
- (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立

の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

- 3 任命権者は、第 1 項第 3 号又は前項第 3 号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

羽曳野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 新旧対照表

新	旧
(介護休暇) 第 16 条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、2 親等内の親族(姻族を含む。))その他規則で定める者(第 20 条において「配偶者等」という。))で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3 回を超えず、かつ、通算して 6 月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2 省略 第 16 条の 2～第 18 条 省略 <u>(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)</u> 第 19 条 任命権者は、羽曳野市職員の育児休業等に関する条例(平成 4 年羽曳野市条例第 9 号)第 18 条の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。))に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) <u>申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。))その他の事項を知らせるための措置</u> (2) <u>出生時両立支援制度等の請求に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> (3) <u>羽曳野市職員の育児休業等に関する条例第 18 条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> 2 任命権者は、3 歳に満たない子を養育する職	(介護休暇) 第 16 条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))、2 親等内の親族(姻族を含む。))その他規則で定める者(第 19 条において「配偶者等」という。))で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3 回を超えず、かつ、通算して 6 月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2 省略 第 16 条の 2～第 18 条 省略

<u>員(以下この項において「対象職員」という。)</u> <u>に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる</u> <u>措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する</u> <u>制度又は措置(次号において「育児期両立支</u> <u>援制度等」という。)</u><u>その他の事項を知らせ</u> <u>るための措置</u> <u>(2) 育児期両立支援制度等の請求に係る対象</u> <u>職員の意向を確認するための措置</u> <u>(3) 対象職員の 3 歳に満たない子の心身の状</u> <u>況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に</u> <u>起因して発生し、又は発生することが予想さ</u> <u>れる職業生活と家庭生活の両立の支障となる</u> <u>事情の改善に資する事項に係る対象職員の意</u> <u>向を確認するための措置</u> <u>3 任命権者は、第 1 項第 3 号又は前項第 3 号の</u> <u>規定により意向を確認した事項の取扱いに当</u> <u>たっては、当該意向に配慮しなければならない</u> <u>い。</u> <u>第 20 条</u> 省略 <u>第 21 条</u> 省略 <u>第 22 条</u> 省略 以下省略	<u>第 19 条</u> 省略 <u>第 20 条</u> 省略 <u>第 21 条</u> 省略 以下省略
---	---